

【基本方針】

少子高齢社会の中で日本経済の長期低迷等は、福祉、医療、雇用、環境等の面にさまざまな影響を与え、これまでの社会保障システムは大きく変化しており、受給者にとっては益々負担を強いられる方向へ移行しつつあります。

特に、国民生活ではセーフティネット(安全を確保するために張られた網)機能の拡充が急務となっており、多様な価値観や地域社会の脆弱化等を背景として、生活の豊かさだけでなく心の豊かさを享受できる「安心・安全な福祉のまちづくり」の実現が求められるようになり、ますます小地域における地域福祉活動の推進が重要となってきております。

「知恵を出し合い行動を通してすすめていく福祉」と同時に、「国の制度による福祉の推進」との二つが相まって、どのような立場の人にも優しいまち、福祉のまちが実現することを大きな目標にしております。

社協は、「地域のみなさんと共にある」ということを念頭に、これからも活動を通して、前進して参りますので、変わらぬご支援をお願いいたします。

また、社協が地域福祉の中核的な担い手として機能を発揮するためには、地域における見守り機能の確保と、孤立化の解消が大きな課題となっております。

これからの事業が課題解決に役立ち、高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス(訪問介護)などの福祉サービス、地域のボランティアと協力し合い、サロン活動や見守り活動が、地域の福祉活動の拠点としての役割を担っていただけるよう努力いたします。

社協は地域福祉推進という大きな使命を持っており、今後更に重要性が増してくるものと思われますので、停滞や撤退が許される状況ではありません。

私たちが持続可能な社協経営という視点で努力を重ねておりますが、社会福祉事業がマンパワー(人的資源)によって支えられている現実の中で財源確保は現在の大きな課題となっております。

社協は、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成される団体で住民主体の理念に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域福祉の実現を目指し、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画・実施などを行う公共性と自主性を有し、地域福祉の中核的役割を担う組織として社会福祉法109条に位置付けられています。

そのような中、社会福祉協議会は「第4期佐呂間町地域福祉実践計画」を基本として、行政や関係機関・団体との一層の連携を図りつつ、地域住民が主体的に関わり支え合える地域協働的な活動を通し、地域の福祉力を高めながら、福祉活動に参加できる社会の構築に努めて参ります。